

第 1 1 号議案

中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

中間市長 松下 俊男

中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例（昭和49年中間市条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中間市子ども医療費の支給に関する条例

第1条中「乳幼児及び児童」を「子ども」に改める。

第2条第3号を同条第5号とし、同条第2号中「乳幼児及び児童」を「子ども」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号中「乳幼児及び児童」を「乳幼児」に改め、「中間市の区域内に住所を有し、」を削り、同号ただし書を削り、同号イ本文中「15歳」を「6歳」に改め、「。ただし、6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年中間市条例第19号）の規定により医療費の支給を受けることができるものを除く。」を削り、同号を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 児童 6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第2条に第1号として次の1号を加える。

(1) 子ども 中間市の区域内に住所を有する乳幼児及び児童をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者、中間市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年中間市条例第24号）による重度障害者医療費の支給を受けている者及び中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年中間市条例第19号）によるひとり親家庭等医療費の支給を受けている者を除く。

第3条第1項中「乳幼児及び児童」を「子ども」に改め、同項第2号中「（以下「被保険者」という。）」を削り、同条第2項を削る。

第4条の見出しを「（子ども医療費の支給）」に改め、同条第1項中「乳幼児及び児童の」を「子どもの」に、「9歳」を「12歳」に、「政府」を「全国健康保険協会」に、「乳幼児・児童医療費」を「子ども医療費」に改め、同項ただし書中「第2条第1号イ」を「第2条第2号イ」に、「次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」を「次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項第1号中「の場合」を削り、同項第2号中「の場合」を削り、「当該額」の次に「とする。」を加える。

第5条の見出しを「（受給資格の認定）」に改め、同条中「乳幼児・児童医療費」を「子ども医療費」に改め、「第2条第1号イに掲げる乳幼児及び児童となった日及びその日以降」を削る。

第6条の見出しを「（子ども医療証の交付）」に改め、同条第1項中「乳幼児及び児童の」を「子どもの」に、「乳幼児・児童医療証」を「子ども医療証」に改め、同条第2項中「乳幼児・児童医療費」を「子ども医療費」に、「乳幼児・児童医療証」を「子ども医療証」に改める。

第7条の見出しを「（子ども医療証の提出）」に改め、同条中「乳幼児及び児童が」を「子どもが」に、「乳幼児・児童医療証」を「子ども医療証」に改める。

第8条第1項及び第2項中「乳幼児・児童医療費」を「子ども医療費」に改め、同条第3項中「乳幼児及び児童が」を「子どもが」に、「乳幼児・児童医療費」を「子ども医療費」に改める。

第9条中「乳幼児及び児童」を「子ども」に改める。

第10条中「乳幼児及び児童が」を「子どもが」に、「乳幼児・児童医療費」を「子ども医療費」に改める。

第11条及び第12条中「乳幼児・児童医療費」を「子ども医療費」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以降に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の中間市子ども医療費の支給に関する条例第2条第2号の乳幼児及び同条第3号の児童に係る子ども医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して子ども医療証を交付することができる。
(中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)
- 3 中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年中間市条例第21号）の一部を次のように改正する。
別表第1及び別表第2中「乳幼児・児童医療費」を「子ども医療費」に改める。

中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="271 359 799 391" style="text-align: center;"><u>中間市子ども医療費の支給に関する条例</u></p> <p data-bbox="232 467 315 499">(目的)</p> <p data-bbox="185 531 1104 651">第1条 この条例は、<u>子ども</u>の医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって<u>子ども</u>の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="232 770 315 802">(定義)</p> <p data-bbox="185 834 1104 906">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="219 946 1104 1241">(1) <u>子ども</u> 中間市の区域内に住所を有する乳幼児及び児童をいう。ただし、<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）</u>による保護を受けている者、<u>中間市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年中間市条例第24号）</u>による<u>重度障害者医療費の支給を受けている者及び中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年中間市条例第19号）</u>によるひとり親家庭等医療費の支給を受けている者を除く。</p> <p data-bbox="219 1273 869 1305">(2) <u>乳幼児</u> 次のいずれかに該当する者をいう。</p>	<p data-bbox="1216 359 1830 391" style="text-align: center;"><u>中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例</u></p> <p data-bbox="1178 467 1261 499">(目的)</p> <p data-bbox="1131 531 2049 699">第1条 この条例は、<u>乳幼児及び児童</u>の医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって<u>乳幼児及び児童</u>の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="1178 770 1261 802">(定義)</p> <p data-bbox="1131 834 2049 906">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1164 1273 2049 1345">(1) <u>乳幼児及び児童</u> 中間市の区域内に住所を有し、次のいずれかに該当する者をいう。ただし、<u>生活保護法（昭和25年法律第</u></p>

ア (略)

イ 3歳に達する日の属する月の翌月の初日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(3) 児童 6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(4) 保護者 医療保険各法の被保険者であって、中間市の区域内に住所を有する親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。

(5) (略)

(対象者)

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する子どもの保護者とする。

(1) (略)

(2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者

144号) による保護を受けている者を除く。

ア (略)

イ 3歳に達する日の属する月の翌月の初日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年中間市条例第19号）の規定により医療費の支給を受けることができるものを除く。

(2) 保護者 医療保険各法の被保険者であって、中間市の区域内に住所を有する親権を行う者、後見人その他の者で乳幼児及び児童を現に監護するものをいう。

(3) (略)

(対象者)

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する乳幼児及び児童の保護者とする。

(1) (略)

(2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者

又は被扶養者であること。

(子ども医療費の支給)

第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療（12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者については、入院に係るものに限る。）に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該子どもの保護者に対し、子ども医療費として支給する。ただし、第2条第2号イに掲げる乳幼児及び児童にあっては、当該医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額については支給しない。

(1) 入院 1日につき500円（ただし、1月につき3,500円を限度

(以下「被保険者」という。)又は被扶養者であること。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている乳幼児及び児童の保護者は、対象者から除くものとする。

(乳幼児・児童医療費の支給)

第4条 市長は、乳幼児及び児童の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療（9歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者については、入院に係るものに限る。）に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該乳幼児及び児童の保護者に対し、乳幼児・児童医療費として支給する。ただし、第2条第1号イに掲げる乳幼児及び児童にあっては、当該医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額については支給しない。

(1) 入院の場合 1日につき500円（ただし、1月につき3,500円

とする。)

(2) 前号に規定するもの以外 1月につき600円(ただし、自己負担分相当額が600円に満たない額の場合は、当該額とする。)

2・3 (略)

(受給資格の認定)

第5条 子ども医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ市長に対し申請をし、子ども医療費の受給資格の認定を受けなければならない。当該認定を受けた者が、毎年10月1日以降引き続き子ども医療費の支給を受けようとする場合においても、また同様とする。

(子ども医療証の交付)

第6条 市長は、子どもの保護者であって、かつ、前条の規定に基づき認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し、規則の定めるところにより、子ども医療証を交付するものとする。

2 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による子ども医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、子ども医療証を交付しないものとする。

を限度とする。)

(2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき600円(ただし、自己負担分相当額が600円に満たない額の場合は、当該額)

2・3 (略)

(受給資格の申請及び認定)

第5条 乳幼児・児童医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ市長に対し申請をし、乳幼児・児童医療費の受給資格の認定を受けなければならない。当該認定を受けた者が、第2条第1号イに掲げる乳幼児及び児童となった日及びその日以降毎年10月1日以降引き続き乳幼児・児童医療費の支給を受けようとする場合においても、また同様とする。

(乳幼児・児童医療証の交付)

第6条 市長は、乳幼児及び児童の保護者であって、かつ、前条の規定に基づき認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し、規則の定めるところにより、乳幼児・児童医療証を交付するものとする。

2 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による乳幼児・児童医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、乳幼児・児童医療証を交付しないものとする。

(子ども医療証の提出)

第7条 子どもが規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、受給資格者は当該保険医療機関等に子ども医療証を提出するものとする。

(支給の方法)

第8条 市長は、子ども医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり当該保険医療機関等に支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し子ども医療費の支給があったものとみなす。
- 3 市長は、子どもが受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第1項の方法により難いと認めたときは、第1項の規定にかかわらず受給資格者に対し、子ども医療費を支給することができる。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、子どもについて住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければな

(乳幼児・児童医療証の提出)

第7条 乳幼児及び児童が規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、受給資格者は当該保険医療機関等に乳幼児・児童医療証を提出するものとする。

(支給の方法)

第8条 市長は、乳幼児・児童医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり当該保険医療機関等に支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し乳幼児・児童医療費の支給があったものとみなす。
- 3 市長は、乳幼児及び児童が受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第1項の方法により難いと認めたときは、第1項の規定にかかわらず受給資格者に対し、乳幼児・児童医療費を支給することができる。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、乳幼児及び児童について住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出な

らない。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、子どもが疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子ども医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により、子ども医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第12条 子ども医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

ければならない。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、乳幼児及び児童が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、乳幼児・児童医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した乳幼児・児童医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により、乳幼児・児童医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第12条 乳幼児・児童医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。